

令和5年度

第398回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和5年度第398回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。1番島袋孝栄委員、3番仲宗根哲也委員、4番岸部忍委員、8番松堂直子委員、の4名が欠席でございます。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、5番の高宮城実一郎委員、11番の島袋貴委員、よろしく申し上げます。</p> <p>事前現地調査委員は、4番岸部忍委員、10番仲泊元輝委員、13番大城信男委員、報告者は13番大城信男委員に申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、受付番号11番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第1号 受付番号11番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>現地調査を4番の岸部忍委員、10番の仲泊元輝委員、13番の大城信男の3人で行っておりますので、調査報告を13番大城信男委員にお願いいたします。</p> |
| 13番 | <p>12月22日金曜日、午後1時から午後3時半まで、4番の岸部忍委員、10番の仲泊元輝委員、私、13番大城信男、また事務局からは中村主幹と仲村係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲泊元輝委員、よろしく願いいたします。それでは、ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号11番、見取図の1ページになります。申請地の登川●●番は、登川公民館の南に位置し、現況は畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、役員が農業従事者1名で、年農業従事日数180日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはオクラ、じゃがいもの栽培の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号11番について、委員の意見を求めます。9番屋宜文委員。</p> |
| 9番 | <p>受入世帯の稼働人数、6人中1名との記載についてですが、実際に農業に従事するのはこの社会福祉法人の運営する施設を利用されている方たちだと思</p> |

| | |
|----------|--|
| 事務局 | <p>ますので、その方たちを含めての稼働人数とすべきではないのですか。</p> <p>今回の3条申請につきましては、社会福祉法人が譲受人となっています。この法人が運営する施設を利用されている方はあくまで利用者であり、社員・従業員ではありません。ですので、定款に記載のある役員6人の内1名が執行役員となっていて、その方が従事するということになります。よろしいでしょうか。</p> |
| 9番 議長 | <p>はい。</p> <p>他に意見はございませんか。</p> <p>「進行」の声あり</p> |
| 議長 | <p>進行の声がございます。進行いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号11番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号11番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全委員が賛成でございますので、議案第1号受付番号11番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第2号受付番号12番から14番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第2号 受付番号12番から14番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、13番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> |
| 13番 | <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号12番、見取図の2ページになります。申請地は泡瀬第2公民館の南に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号13番、見取図の3ページになります。申請地は比屋根小学校の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号14番、見取図の4ページになります。申請地は宮里中学校の北西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号受付番号12番から14番について、委員の意見を求めます。</p> |
| | <p>(進行の声あり)</p> |
| 議長 | <p>進行の声がございました。</p> <p>それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号12番から14番を許可相当とすることに異議はありますか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声がございました。</p> <p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号12番から14番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>(全委員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号12番から14番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第3号受付番号7番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第3号 受付番号7番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>議案第3号につきましても現地調査が行われておりますので、13番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 13番 | <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号7番、見取図の5ページになります。申請地は宮里中学校の北東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号受付番号7番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p> |
| 議長 | <p>進行の声がございます。</p> <p>それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、受付番号7番を承認相当とすることに異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、受付番号7番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全委員が賛成でございますので、議案第3号受付番号7番について、承認相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第4号受付番号76番から86番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第4号 受付番号76番から86番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>議案第4号につきましても現地調査が行われておりますので、13番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> |
| 13番 | <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号、受付番号76番、見取図の6ページになります。申請地は宮里小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第4</p> |

4条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

受付番号77番、見取図の7ページになります。申請地は泡瀬第2公民館の南に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号78番、見取図の8ページになります。申請地は泡瀬第2公民館の南に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号79番、見取図の9ページになります。申請地は泡瀬第2公民館の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号80番、見取図の10ページになります。申請地は県営高原団地の南に位置し、現況はファミリーマートでした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号81番、見取図の11ページになります。申請地は北美小学校の西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

受付番号82番、見取図の12ページになります。申請地は宮里中学校の北東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号83番、見取図の13ページになります。申請地は美里市営団地の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号84番、見取図の14ページになります。申請地は比屋根公民館の西に位置し、現況は畑でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

受付番号85番、見取図の15ページになります。申請地は北美小学校の南西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、高速道路のインターチェンジが300m以内にある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号86番、見取図の16ページになります。申請地は美里小学校の北に位置し、現況は資材の置かれた更地でした。農地区分は、高速道路のインターチェンジが300m以内にある地域にあり、第3種農地としました。

以上です。

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> <p>(再開)</p> |
| 議長 | <p>再開いたします。 それでは議案第4号、受付番号76番から86番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員。</p> |
| 6番 | <p>議案第2号受付番号12番と議案第4号受付番号77番は内面積でそれぞれ転用となっておりますが、図解で説明願います。</p> <p>(図解説明)</p> |
| 事務局 | <p>よろしいでしょうか。</p> |
| 6番 | <p>はい</p> |
| 議長 | <p>他に意見はございますか。</p> <p>(進行の声あり)</p> |
| 議長 | <p>進行の声がございます。 それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号76番から86番を許可相当とすることに異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声がございます。 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号76番から86番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全委員が賛成でございますので、議案第4号受付番号76番から86番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第5号、受付番号4番から11番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借でございます。事務局より説明を</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>お願いします。</p> <p>議案第5号 受付番号4番から11番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。</p> |
| 議長 | <p>議案第5号につきましても現地調査が行われておりますので、13番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> |
| 13番 | <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号4番・5番、見取図の17ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の東に位置し、現況は菊畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。</p> <p>受付番号6番・7番、見取図の18ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業訓練開発大学の東に位置し、現況は菊畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。</p> <p>受付番号8番・9番、見取図の19ページになります。申請地は泡瀬第2公民館の南に位置し現況は畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。</p> <p>受付番号10番・11番、見取図の20ページになります。申請地は泡瀬第2公民館の南に位置し、現況はサトウキビ畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第5号、受付番号4番から11番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p> |
| 議長 | <p>進行の声がございます。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号4番から11番を承認とすることに異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声がございます。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号4番から11番を承認することに賛成の委員は挙手をお願いい</p> |


| | |
|-----|--|
| | <p>たします。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が承認することに賛成でありますので議案第5号、受付番号4番から11番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4項第1項第1号に該当することとし、承認いたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第6号 非農地証明交付申請の承認について受付番号12番について、事務局より説明をお願いいたします</p> |
| 議長 | |
| 事務局 | <p>議案第6号 受付番号12番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>議案第6号につきましても現地調査が行われておりますので、13番大城信夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> |
| 13番 | <p>議案第6号、受付番号12番、見取図の21ページになります。申請地は倉浜衛生施設組合の南東に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく、進入路もなく傾斜地で面積も狭く、樹木が繁茂している状況である。農耕に不向きで作物の育成が困難で、農地の利用度が低いと考えられる。また、令和5年度利用状況調査において「赤」としています。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第6号、受付番号12番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員。</p> |
| 6番 | <p>ここは、軍用地ではないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>民用地です。よろしいでしょうか。</p> |
| 6番 | <p>はい</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(進行の声あり)</p> |
| 議長 | <p>進行の声がございました。</p> <p>議案第6号、受付番号12番について承認することに、異議はありませんか。</p> |


| | |
|----|---|
| 議長 | <p>「異議なし」の声</p> <p>異議なしの声がございます。議案第6号 非農地証明交付申請の承認について受付番号12番について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>「全委員挙手」</p> <p>全委員が賛成ですので、非農地として承認いたします。進行いたします。</p> <p>議案第1号から第6号までのご審議、たいへんお疲れ様でした。これもちまして、令和5年度第398回総会を閉会いたします。</p> |

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年 12月 26日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

5 番 高宮城 実一郎 

11番 島袋 貴 